

令和6年度八代市未来チャレンジ企業公募要項

1 趣旨

本市及び熊本県の経済をリードしていくことが期待される市内の中小企業者を八代市未来チャレンジ企業として認定し、総合的、継続的な支援を行うことにより高い付加価値額[※]を産み出す企業を育成・創出します。

[※]付加価値額：営業利益、人件費及び減価償却費の合計額

2 未来チャレンジ企業（認定企業）への支援

(1) 未来チャレンジ企業創出支援コーディネーターによる支援

市が配置するコーディネーターが認定を受けた企業の技術的課題の解決やアドバイザー、大学等研究機関及び連携可能性のある企業等との橋渡しを行います。

(2) 未来チャレンジ企業成長助成補助金

認定を受けた企業が行う新規性を有する技術開発やその技術を活かした新商品開発、販路開拓及びDXに係る取組に対して補助金を交付します。

認定期間中に交付が受けられますが、別途、審査がありますので、すべての認定企業に交付されるものではありません。

・補助率：3分の2以内

・補助上限額：50万円（令和6年度）

(3) 八代市産業活性化人材・企業育成支援事業補助金の優遇

従業員や経営層の人材育成（研修受講等）を行う認定企業に対して、補助率等を引き上げ。

3 認定期間

認定企業の認定期間は、原則3年間（認定の有効期間は、認定の日から2年を経過する日が属する年度の末日まで）です。

さらに、状況によっては、延長できる場合があります。

4 認定申請をするための要件

未来チャレンジ企業の認定を申請するためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 中小企業基本法に定める「中小企業者」であること。ただし、実質的に大企業が支配していると認められる者は除く。

(2) 八代市企業振興促進条例第2条第1項第1号アに規定する業種であること。
（製造業、運輸業、卸売業、発電業、ガス製造業、ガス導管業、熱供給業）

(3) 八代市内に現在事業所を有し、今後も10年間以上事業を継続する見込があること。

(4) 八代市において地域経済を牽引する企業となることを目指し、その計画を有していること。

(5) 市税を完納していること。

5 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和6年4月15日（月曜日）～5月16日（木曜日）17時15分必着

(2) 提出書類

次に掲げる書類を正本1部、副本1部提出してください。

ただし、次に掲げる書類以外の書類（パンフレット等）を参考資料として提出される場合には、その参考資料のみ15部提出をお願いします。

未来チャレンジ企業認定申請書（別記第1号様式）

申請期間開始の前の日までに確定している直近決算に係る付加価値額算定表（別記第2号様式）

未来チャレンジ企業成長計画書（別記第3号様式）、（別記第3号様式別表1）、（別記第3号様式別表2）

申請期間開始の前の日までに確定している決算に係る書類（2期分）

（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細書）

市税納税証明書

申請要件チェックリスト

(3) 提出方法

郵送又は持参（いずれも応募受付期間内に到着したもののみ有効です。）

(4) 応募先

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市経済文化交流部 商工政策課 雇用創生係

5 認定までの流れ

(1) 申請書を提出

(2) 審査

審査会において、申請内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの実施日時については、別途、事務局から連絡します。

(3) 認定（又は不認定）の通知

審査結果が決定次第、文書により通知します。

6 その他

(1) 認定取消

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- ・ 申請要件を欠くに至ったとき
- ・ 虚偽の申請により認定を受けたとき
- ・ 認定企業としてふさわしくない行為があったとき（例：犯罪行為に関与した場合等）
- ・ 成長見込みが極めて低くなったとき（例：実質的休業等）
- ・ 事業活動を中止又は廃止したとき（例：解散、破産等）
- ・ 支援への協力がなされず、当該事業の実施に大きな支障が生じたとき

(2) 認定企業が行う報告

- ・ 認定企業は、認定後の各事業年度終了後、報告書類を提出していただきます。
- ・ 随時、市からの要望に応じて、書類又は口頭により状況の報告をしていただきます。

7 お問い合わせ先

八代市経済文化交流部 商工政策課 (担当 吉田)

電話：0965-33-8513 (直通)

FAX：0965-33-4516

E-mail：shoko@city.yatsushiro.lg.jp